

「労災かくし」は犯罪です！

被災者の方へ

「労災に健康保険は使えません！」

- ◆ 仕事中のケガではないと偽って健康保険を使うと自己負担分が発生し、当初は会社が負担してくれていたとしても、治療費がかさんでくるにしがい、会社が負担してくれなくなって初めて、労働基準監督署に相談に来るといったケースがあります。
- ◆ 療養が長期化したり、治療途中で通院しなくなったりして後遺症が残ったり、再発のおそれが高くなります。
- ◆ まずは、最寄りの労働基準監督署へご相談ください。相談は匿名でもできます。
- ◆ 労災請求を行う場合には、労働災害発生状況等の事実確認を行う必要があるため、ここからの相談は、匿名ではなく実名での相談が必要になります。
- ◆ 労災保険で支払われるものには、療養補償給付、休業補償給付、障害補償給付等があります。

事業主の方へ

「労働者死傷病報告の提出が必要です！」

- ◆ 被災者の治療費と休業補償費を負担していたが、療養が長期間になったことや障害が残ったことで、高額となった治療費を負担できなくなり、被災者が労働基準監督署に相談に来て発覚するケースがあります。
- ◆ 休業4日以上労働災害が発生した場合、遅滞なく「労働者死傷病報告」を所轄の労働基準監督署に提出してください。（休業3日以内の場合は3ヶ月分をまとめて報告）
- ◆ 報告を怠ったり、虚偽の報告（実際は建設現場でのケガなのに、元請へ配慮して、違う場所でケガしたことにした場合等）をした場合は、労働安全衛生法違反として送検されることがあります！
- ◆ 元請等から「労災かくし」を指示された場合には、最寄りの労働基準監督署にご相談ください。

ちなみに、不法就労外国人が被災した場合でも、労災保険による給付は受けられます。

お仕事でのケガには、労災保険!

◆ 労災保険制度では、労働者が業務上または通勤による災害(以下「労働災害」といふ)により負傷し、または疾病にかかると事業主には、労働者の健康に基づき、法的に義務が生じています。

◆ しかし、近年、労働災害であるにもかかわらず、労災保険による給付を受けられないケースも増加しています。健康保険を使って治療を受ける方が見られます。

◆ **健康保険は、労働災害とは関係のない業務に用いて支給されるので、労働災害により負傷し、健康保険を使って医療機関で治療を受けた場合の治療費は、全額自己負担となってしまいます。**

労働災害の場合、必ず労災保険を請求しましょう

厚生労働省・報道対応窓口、労働基準監督署

画像をクリックすると
厚生労働省ホームページへ移動します。

正しい保険で、安心治療。
労働災害の受診は労災保険で!!

労働災害に健康保険は使えません。

「労災かくし」は犯罪です。
「労働者死傷病報告」の提出が必要です。

厚生労働省

那 覇 労 働 基 準 監 督 署	098-868-8033	労働基準
	098-868-3431	安全衛生
	098-868-8040	労災補償
沖 縄 労 働 基 準 監 督 署	098-982-1263	
名 護 労 働 基 準 監 督 署	0980-52-2691	
宮 古 労 働 基 準 監 督 署	0980-72-2303	
八 重 山 労 働 基 準 監 督 署	0980-82-2344	

事業主は、労働者が労働災害にあっては負傷した場合は、所轄の労働基準監督署に「労働者死傷病報告」を提出しなければなりません。

労働災害に健康保険は使えない、使わない。
労働災害の受診は労災保険で!!

労災保険の請求手続きについては、必ず労働基準監督署へご相談ください。

厚生労働省・報道対応窓口、労働基準監督署
詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。http://www.mhlw.go.jp/